

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、管理するマンションの修繕作業や外注業者による施工の管理等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「抑うつ状態」と診断され、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「軽症うつ病エピソード」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、自宅階段においてジーンズで首を吊った状態であるところを家人に発見され、C病院に搬送されたが、同月〇日、同病院にて死亡した。死体検案書には、直接死因は低酸素脳症、直接死因の原因は縊頸と記載されている。請求人によると、被災者は、上司によるいじめ、長時間労働等により精神的に追い詰められたという。
- 3 本件は、請求人が被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月中旬頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32.0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後自殺時まで寛解することなく継続していたと判断する旨述べている。当審査会としても、被災者の症状及び発病の経緯とその後の治療経過等からみて、専門部会の見解は妥当であると判断する。

請求人は、被災者が自殺を図った平成〇年〇月〇日直前もしくは同日以前のおおむね6か月以内に発病（再発）ないし増悪、悪化を来したと主張しているが、請求人の主張は、医学的な根拠に基づくものとは認め難く、これを採用することはできない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に照らして検討する。

(3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷

をもたらす出来事として、請求人は、顧客からクレームを受けたこと、上司から嫌がらせを受けたこと、長時間労働があったことを主張していることから、以下、検討する。

ア 顧客からクレームを受けたこと

被災者は、担当する顧客から執拗にクレームを受けていたことが認められる。これは、具体的な出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、当該クレームは被災者の過失によるものではなく、また、会社は被災者を当該顧客の担当から外す配慮をしていることから、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ 上司から嫌がらせを受けたこと

請求人によると、被災者は会社の上司から嫌がらせと言える言葉や暴言を受けていたと主張しているが、被災者は書類の作成・提出が不適切な面があり、上司から時には強い口調で指導を受けていたことが認められる。これを、具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして検討すると、業務指導の範囲で時には厳しく指導を受けたものと認められることから、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の強度の総合評価は「中」とであると判断する。

ウ 長時間労働があったこと

請求人によると被災者は深夜に呼び出しを受けて現場に出かけていた、官庁や学校の工事のために土曜日・日曜日に出勤した等主張しているが、当審査会において、一件記録を精査するも、業務日報及び24時間特別勤務届等を基に監督署長が作成した労働時間集計表を超える時間外労働は確認できず、決定書理由に説示するとおり、請求人が主張する恒常的な長時間労働は認められないと判断する。

エ 以上のとおり、被災者には心理的負荷の総合評価が「中」及び「弱」となる出来事がそれぞれ1つ認められるも、恒常的長時間労働は認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「中」ととどまるものであり、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(4) 請求人は、被災者の精神障害が自殺前に増悪した旨主張し、被災者の自殺前における業務による心理的負荷をもたらした出来事として、メールで「クビになる前に」と威嚇されたこと、事故後に解雇を告げられたこと、極度の長時間労働があったことなどを挙げるが、前記(1)で述べたように、増悪した事実を認められず、仮に増悪があったと仮定して検討しても、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(5) なお、請求人は、同種の判決を基に本件を業務上と認めるべきである旨主張するが、本件とは事案を異にするので、採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。